

日本語安心サービス

次の国(地域)にご滞在中は、下記の電話番号へおかけください。日本語安心サービスに直接つながり、通話料は無料です。

ご滞在先	電話番号	ご滞在先	電話番号
北アメリカ・中南米・太平洋諸島から (トールフリーダイヤル)			
米 国 本 土		ウ ル グ ア イ	00040-19-0426
アラスカ・ハワイ	1-877-243-4117	コ ロ ン ビ ア	0180-0518-1441
グアム・サイパン		ブ ラ ジ ル	0800-892-3137
カ ナ ダ	1-877-791-2146	ペ ル ル	0800-54439
アルゼンチン	0800-666-1467	メ キ シ コ	001-800-514-6614
アジアから (トールフリーダイヤル) ※一部ダイヤル直通			
中国北部 (華北地区、東北地区、河南省、山東省)	1080-0813-2783	韓 国	00798-81-7-1702
中国南部 (上海市、重慶市など上記以外)	1080-0481-2966	シンガポール	800-810-2354
上記番号が利用できない地域 (国番号81) 18-888-8188	ダイヤル直通	イ ン ド	00080-0100-7804
香 港	800-90-5122	インドネシア	001-803-0081-1304
台 湾	00801-81-4652	タ イ	001-800-814-5141
		フィリピン	1800-1816-0289
		マレーシア	1-800-81-5067
オセアニアから (トールフリーダイヤル)			
オーストラリア	1-800-084-046	ニュージーランド	0-800-885-078
ヨーロッパ・中近東・アフリカ・ロシアから (トールフリーダイヤル)			
アイスランド	800-9656	チ ェ コ	8007-00-975
アイルランド	1-800-94-8313	デンマーク	8088-6981
アラブ首長国連邦	800-081-30042	ド イ ツ	0800-181-0836
イギリス	0808-234-3816	ノルウェー	800-16295
イスラエル	1-809-45-6613	ハンガリー	0680-019-046
イタリア	8007-89-642	フランス	0800-91-5290
オーストリア	080029-6200	ベルギー	0800-73271
オランダ	0800-022-8239	ポーランド	00800-811-3248
ギリシャ	00800-1612-2066613	ポルトガル	8008-27645
スイス	0800-55-1068	南アフリカ	0800-98-3170
スウェーデン	020-79-2823	モナコ	800-93694
スペイン	9009-58170	ルクセンブルグ	8002-7154
スリランカ	011-242-2217	ロシア	8108-00205-44081
その他の地域から (国番号81) 3-5213-0285 東京センター <small>ダイヤル直通</small>			

※各電話番号については最新のものを記載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがありますので、電話がつながらない場合は東京センターへコレクトコールをご利用をおかけください。

※ダイヤル直通の通話料は、お客様負担とさせていただきますのでご了承ください。(コレクトコールのご利用をおすすめいたします。)

※地域・電話機の種類(公衆電話、携帯電話等)・ホテルによっては、トールフリーダイヤルやコレクトコールが利用できない場合があります。

トールフリーダイヤルやコレクトコールを利用できない場合の通話料、ホテル等から別途サービス料・手数料等の名目で請求された費用につきましては、お客様負担とさせていただきます。ご了承ください。

※番号は2021年11月現在のものです。

日本語安心サービスご利用の際には、MUFGカード会員であることおよび「氏名」、「年齢」、「性別」、「MUFGカード番号および有効期限」をはっきりお伝えください。

本冊子をご旅行の際に必ずお持ちください。

MUFG CARD

カード付帯保険のご案内

学生カード／提携カード用

必ずご一読のうえ、お手元に保管ください。
海外へご旅行の際は、本カードとともに、本小冊子をご携帯ください。

三菱UFJニコス㈱を保険契約者とし、会員の皆様を被保険者(保険の補償を受けられる方)として保険契約を締結しております。

本小冊子は、保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご説明しております。ご旅行にお出かけになる前にご一読のうえ、緊急時に備えてご携帯ください。

本冊子で付帯保険の補償内容をご説明しております「学生カード/提携カード用」とは、弊社が発行する「MUFGカード学生」タイプの付帯保険が付保された学生カード、提携カードを指します。なお、学生カードの保険適用期間は、弊社に届出いただきました卒業予定年月の末日までとします。

■保険の内容について

本小冊子は、本カードに付帯する保険の概要を記載したものです。保険の内容は損害保険ジャパン㈱の保険約款によります。保険(補償)内容は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

目次

①保険金額一覧	2
②補償内容の概要	3
③保険金の請求について	9
④日本語安心サービスについて	11
⑤Q&A	12

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社(幹事)

事故時の連絡先

損保ジャパンMUFGカード事故受付デスク


(24時間年中無休)

☎0120-786-661

お問合せ先

カードに付帯されている保険の種類、補償額等概要に関して

MUFGカードコールセンター

 0570-050535または03-5489-6165

受付時間/9:00~17:00(無休・年末年始は休み)

※お電話の際、お手元にMUFGカードをご用意ください。

各保険の詳細に関して(取扱代理店)

エスティ保険サービス株式会社 ☎0120-515-455

受付時間/9:00~17:00(土・日・祝・年末年始は休み)

※海外からのご連絡先に関しては、巻末に記載しております。

OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED: MUFG CARD MEMBER

POLICY PERIOD: Policy period shall commence upon leaving residence in Japan for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end of 90 days or upon return to the residence, whichever is sooner.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH or INJURY RESIDUAL DISABILITY	¥20,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥1,000,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥1,000,000
LIABILITY	¥20,000,000
BAGGAGE (DEDUCTIBLE: ¥3,000)	¥200,000
RESCUER'S EXPENSES	¥1,000,000

This is to certify that "MUFG OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are a MUFG CARD MEMBER.

Sompo Japan Insurance, Inc.

①保険金額一覧

保険金額一覧

(1) 海外旅行傷害保険 

★補償期間…カード入会日以降にご出発される旅行で、自宅を出発してから帰宅するまで。ただし1回の旅行につき、日本を出国してから90日間限度。

補償内容	保険金額(限度額)
傷害による死亡・後遺障害	最高2,000万円
傷害による治療費用	100万円限度
疾病による治療費用	100万円限度
賠償責任	2,000万円限度
携行品損害(免責3,000円)	1旅行につき20万円限度 保険期間中100万円限度
救護者費用	100万円限度

☆詳細は3、4、5ページをご覧ください。

(2) ショッピング保険(本カードにより支払われた場合のみ適用します)

★国内・海外の利用を問わず、本カードにて購入された商品が破損したり、盗難、火災などの損害を被った場合に補償いたします。

保険金額	補償期間	自己負担額
100万円(年間限度額)	購入日よりその日を含めて90日間	1回の事故につき3,000円

☆詳細は6、7ページをご覧ください。

②補償内容の概要

海外旅行傷害保険 (実際の保険金お支払いの可否は、海外旅行傷害保険普通保険約

款およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約ほか、損害保険ジャパン(株)所定の保険約款に基づきます。)

重要 補償期間とは……海外旅行傷害保険が有効である「旅行期間」をいい、日本を出国した日からその日帰国予定のない方や海外に永住される方は、本保険の対象としませんので、

を含めて90日目の午後12時までを限度とします。また、「旅行期間」とは海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国の前日の午前0時から日本入国の翌日の午後12時までをいいます。あらかじめご了承ください。

担保項目	保険金額 (限度額)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡・後遺障害	最高2,000万円	被保険者が補償期間中の偶然的な事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または身体に後遺障害が生じた場合。	①死亡された場合………保険金額の100%をお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合…その程度に応じて、保険金額の4%~100%をお支払いします。 注 ①でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、お支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。また、②でお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺、犯罪行為。 ●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。 ●脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●旅行開始前、終了後に発生したケガ。 ●危険な運動 (ビックル、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) 中の事故。
治療費用	100万円限度	被保険者が、補償期間中の偶然的な事故によるケガがもとで医師の治療を受けられた場合。 注 事故発生日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。	1回のケガ・病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で、社会通念上妥当な金額をそれぞれ保険金額を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。(緊急送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。) ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。(傷害治療のみ) ④入院のために必要になった身の回り品購入費 (5万円限度)、通信費。(1回の事故につき合算して20万円限度) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 注 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことができない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象としません。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺、犯罪行為。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●妊娠、出産、流産、これらに起因する病気。 ●歯科疾病。 ●旅行開始前に発病した病気 (既往症)。 ●ビックル・アイゼンなどを使用する山岳登山は中の高山病。 など
疾病	100万円限度	被保険者が、 ①海外旅行開始後に発病した病気のもとで補償期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。(ただし、補償期間終了後に発病した病気については、原因が補償期間中に発生したものに限りします。) ②補償期間中に感染した特定の感染症がもとで、補償期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 注1 特定の感染症とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器感染症 (SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫 (がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓出血性出血熱、ハンタウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、タニ媒性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、新型コロナウイルス感染症をいいます。 注2 ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。	①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。(緊急送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。) ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。(傷害治療のみ) ④入院のために必要になった身の回り品購入費 (5万円限度)、通信費。(1回の事故につき合算して20万円限度) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 注 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことができない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象としません。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺、犯罪行為。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●妊娠、出産、流産、これらに起因する病気。 ●歯科疾病。 ●旅行開始前に発病した病気 (既往症)。 ●ビックル・アイゼンなどを使用する山岳登山は中の高山病。 など
賠償責任	2,000万円限度	被保険者が、補償期間中の偶然的な事故によりあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合。 注 他人のものには、以下のものを含みます。 ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ・ホテルの客室および客室内の動産 (セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。)	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害保険ジャパン(株)の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。 注 賠償金額の決定の際には、事前に損害保険ジャパン(株)の承認を必要とします。	●被保険者の故意。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●職務遂行に関する (仕事上の) 賠償責任。 ●親族に対する賠償責任。 ●航空機、船舶、車両、銃器 (ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます。) の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ●預かっている物に関する賠償責任。(ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から借用した旅行用品などは除きます。)
携行品損害	1旅行につき20万円限度 補償期間中100万円限度	補償期間中に携行品 (カメラ、カバン、衣類など) が盗難・破損・火災などの偶然的な事故によって損害を受けた場合。 注 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。(旅行開始前にその携行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。) なお、次のものは含まれません。 現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期券・コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、登山用具、各種書類、居住施設内 (一戸建て住宅の場合には当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。) にあるもの、商品、業務用機器、別送品など	1回の事故につき携行品1つ (1個または1対) あたり10万円を限度として、損害額 (損害額とは修理費、または時価額のいずれか低い額をいいます。) をお支払いします。乗車船券、航空券等については、事故の後に支出した費用について5万円を限度としてお支払いします。また、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再発給費用 (現地に負担した場合に限りします。交通費、宿泊費を含みます。) をお支払いします。ただし、1旅行につき20万円を限度、保険期間を通じて100万円を限度とします。 注 1回の事故ごとに損害額のうち3,000円 (免責金額) は自己負担していただきます。 損害額-3,000円 (免責金額)	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●差押え、破壊等の公権力の行使。(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での鏡の破壊を除きます。) ●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い。 ●携行品の置き忘れまたは紛失。 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。 ●ワンドサーフィン・サーフィン・スキューバダイビングに関する用具の損害。 ●危険な運動 (ビックル、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) 中のその運動固有の用具の損害。 など
救済費用	100万円限度	被保険者が、補償期間中に ①被った事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合。 ②病气により死亡した場合。 ③発病した病气により、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。または、3日以上続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の治療を開始した場合に限りします。 ④搭乗、乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤被った事故により死が確認できない場合 (無事が確認できた後に発生した費用は対象としません。) または緊急捜索、救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な費用を保険期間を通じて保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③救済者のホテルなど宿泊施設の客室料。(救済者1名につき14日分まで) ④救済者の渡航手続費、現地の諸雑費。 ⑤現地からの移送費。 ⑥遺体処理費用。 ⑦(100万円または保険金額のいずれか低い額) 上記②から④の費用は右表の金額を限度とします。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 注 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺 (死亡された場合を除きます。)、犯罪行為。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●妊娠、出産、流産、これらが原因の病气による入院。 ●歯科疾病による入院。 ●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院。 など

2 ショッピング保険

(実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン(株)所定の保険約款に基づきます。)

払い する 場合	被保険者が、本カードを利用して商品を購入し、購入日(配達等による場合は受取日)よりその日を含めて90日以内にそれらの商品が破損・盗難・火災等の偶然的事故により損害を被った場合。補償対象者は補償の対象とする物品を正当な権利をもって所有している方。
保 険 金 内 容	被保険者1名あたりの年間限度額を100万円とし、本カードのご利用額(修理が可能な場合は、損害品のカードご利用額を限度とした修理金額)から、自己負担額3,000円(免責金額)を控除した金額を限度にお支払いします。 ※損害を補償する他の保険がある場合、他の保険で不足した損害額のみを対象とします。
保 険 金 を お 支 払 い で き な い 主 な 場 合	<p>次のような原因により生じた損害。</p> <p>①被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者(保険金受取人)の故意または重大な過失に起因する損害。</p> <p>②被保険者と同一世帯の親族の故意に起因する損害。</p> <p>③補償の対象とする商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等の損害。</p> <p>④補償の対象とする商品のかしに起因する損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかったかしによって生じた事故に起因する損害を除く。</p> <p>⑤加工(修理を除く。)を施した場合、加工着手後に生じた損害。 修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除く。</p> <p>⑥戦争(宣戦の有無を問わず)その他の変乱に起因する損害。</p> <p>⑦差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。</p> <p>⑧核燃料物質(使用済燃料を含む。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害。</p> <p>⑨電気的事故または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除く。</p> <p>⑩詐欺または横領に起因して生じた損害。</p> <p>⑪置き忘れ、紛失、置き忘れ後の盗難に起因する損害。</p> <p>⑫地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。</p> <p>⑬台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。</p> <p>⑭補償の対象とする商品の受取前の損害および別送品。</p> <p>⑮会員規約違反により購入した物品の損害</p> <p style="text-align: right;">など</p>
補 償 の 対 象 と し な い 主 な 商 品	<p>①船舶(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、ジェットスキーおよびボートを含む)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</p> <p>②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品</p> <p>③義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの</p> <p>④現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます)。旅行者用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット</p> <p>⑤稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの</p> <p>⑥動物および植物</p> <p>⑦携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</p> <p>⑧食料品</p> <p>⑨デジタルコンテンツ</p> <p>注) ギフトカードにて購入した物品は対象としません。</p> <p style="text-align: right;">など</p>

3 他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

※海外旅行傷害保険の場合(他の付帯保険については取扱代理店エスティ保険サービス(株)へご照会ください)

(1) 本カードと他クレジットカードをあわせてお持ちの場合

- ①死亡・後遺障害保険金
他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。
- ②その他の保険金
合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

(2) MUFGカードのみを複数お持ちの場合

- ①死亡・後遺障害保険金
個人カードを一人で複数枚お持ちの場合でも、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額は合算せず、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。
- ②その他の保険金
複数枚のブランド(アメリカン・エキスプレス®、JCB、Visa、Mastercard。*)をお持ちの場合は、合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)
- *Visa、Mastercardを両方お持ちの場合は、適用する保険金額は1枚分とします。

(注) 当社、他クレジットカード会社発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合

- ①死亡・後遺障害保険金
原則として合算金額とします。(ただし、当社所定の一部の法人・コーポレートカードについては合算の対象外とする場合があります。詳しくは1ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。)
- ②その他の保険金
合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

4 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

- ①死亡・後遺障害保険金
本カード付帯保険の保険金額(クレジットカード複数保有の場合、上記2)ご参照)と、任意加入保険の保険金額を合算します。
- ②その他の保険金
合算金額を限度額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

5 海外旅行傷害保険における保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身ご存命であるにもかかわらず保険金を請求出来ない事情がある場合、以下の方を代理請求人とすることが出来ます。

代理請求人となりうる方には、その旨をあらかじめお伝え下さい。

- ・被保険者の配偶者
- ・配偶者がいないときは3親等以内の親族

6 死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。受取人の指定はできません。

